平成２１年（フ）第６０５号
奈良県大和郡山市稗田町326－１、住民票上の住所奈良市杏町588番地の１　アンソレイエ．M203号
債務者　吉田　一将
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６１５号
奈良県生駒市東生駒月見町192番地１
債務者　石原　恵子
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６１６号
奈良県生駒市東生駒月見町192番地１
債務者　石原　利信
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第９７８号
広島市安芸区船越南３丁目24番29号
債務者　冨田　愼一
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３９０号
広島市東区戸坂千足１丁目11番31―701号
債務者　金山　美保
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４４７号
広島市西区小河内町１丁目７番２―103号
債務者　梶田　和美（旧姓原田）
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４６７号
広島市南区東雲２丁目７番17―303号
債務者　河村サヤ子
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４６８号
広島市東区戸坂千足１丁目11番31―701号
債務者　金山　好子
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５０８号
広島市西区都町５番１―403号
債務者　石山基定こと　宋　　基定
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５２９号
広島県安芸郡熊野町大字貴船154番地県営熊野住宅１―1206
債務者　小松　竜樹
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５９５号
広島市佐伯区美鈴が丘緑３丁目４番18号
債務者　久保田幹治
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６０３号
広島県安芸郡府中町本町２丁目４番２―10号
債務者　白山ツヤ子
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６１９号
広島市東区馬木６丁目457番地の147
債務者　吉本　法子
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１号
長崎県五島市向町2271番地
債務者　草野　恭子
１　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第３４７号
沖縄県島尻郡南風原町字与那覇438番地の１まるＫアパート205
債務者　儀間　信光
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２６７号
北海道苫小牧市拓勇東町６丁目21番地の50
債務者　田澤　　恵
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１３４号
茨城県守谷市本町537番地
債務者　大塚　一人
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係